

## 別紙「5月7日以降の対応方針について」

施設	5月6日まで	5月7日以降	
		①緊急事態宣言が解除された場合	②緊急事態宣言が延長された場合
観光施設	閉鎖	閉鎖解除	閉鎖
物販施設	閉鎖	閉鎖解除	閉鎖
貸館施設 (和楽、三余館等)	閉鎖	閉鎖解除	閉鎖
道の駅等	閉鎖 (やよいの湯のみ開ける)	閉鎖解除	閉鎖 (やよいの湯のみ開ける)
公園	閉鎖	閉鎖解除	閉鎖
漁港	利用自粛	自粛解除	利用自粛
保育所	開所	開所	開所
社会教育施設	閉鎖	閉鎖解除	閉鎖
屋内公共体育施設	閉鎖	閉鎖解除	閉鎖
屋外体育施設	閉鎖	閉鎖解除	閉鎖
小中学校	休業	別途方針決定 ※4月27日対策本部会議確認事項	
幼稚園	開園		
学校の屋内体育施設	閉鎖	学校の休業に合わせる	
学校の屋外運動施設	閉鎖		

※緊急事態宣言が解除された場合の取り扱いについては、単に閉鎖を解除するというものではなく「**非常事態宣言前の取り扱いに戻す**」ということなので、引き続き各施設において”換気を行う”、”3つの密を避ける”、”機器の定期的な消毒”等の感染予防について徹底するようお願いいたします。